

e-ラーニングによるコンプライアンス研修 「体罰の防止」

徳島県教育委員会コンプライアンス推進室

e-ラーニングによるコンプライアンス研修は所属のパソコンで行う研修です。インターネットに接続するパソコンが利用できない場合には、この研修資料を用いて研修を行ってください。また、研修内容の復習や確認のために活用いただいても結構です。

1


コンプライアンス研修
■ 体罰の防止 / はじめに
徳島県教育委員会コンプライアンス推進室

研修テーマ

■ 体罰の防止

- はじめに
- 体罰の実態
- 体罰禁止の法令等
- 事例から学ぶ
- 教職員の懲戒
- 体罰のない学校を目指して

この欄は目次です。



体罰とは

体罰は、重大な人権侵害であり、違法行為であるのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教職員や学校への信頼を失墜させる行為です。

体罰により正常な倫理観を養うことはできず、むしろ児童生徒に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの連鎖を生む恐れもあります。

しかしながら、昨年度、大阪市の事件をきっかけに実施された体罰実態調査では、いまだに多くの学校で体罰が見られることが明らかになっています。

■ コラム欄を読み、同じお答えください。

この欄は、本文です。資料やグラフ、事例などが表示されます。資料等をよく読んで、コラム欄の質問にお答えください。

今回のe-ラーニングによるコンプライアンス研修は、すべての学校が、体罰のない信頼される学校となることを願い、「体罰の防止」をテーマにとりあげました。

最後まで、しっかり研修に取り組んでいただきますようお願いいたします。

ここは、コラム欄です。本文の資料の解説が表示されますのでお読みください。また、質問が表示され、1, 2, 3, 4の選択肢が表示されますので正しい(あてはまる)ものを選んでください。

▶ 次のページ

2

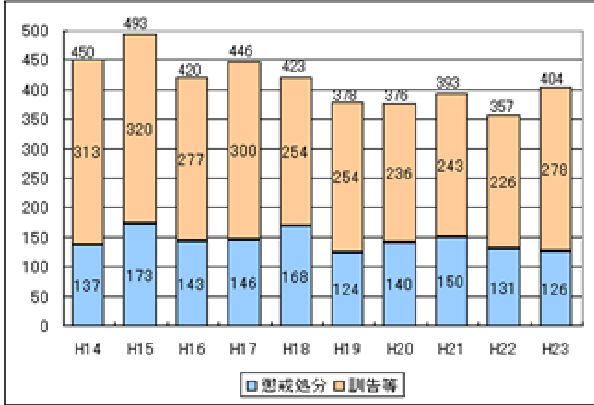
コンプライアンス研修
■ 体罰の防止 / 体罰の実態
徳島県教育委員会コンプライアンス推進室

研修テーマ

■ 体罰の防止

- はじめに
- 体罰の実態
- 体罰禁止の法令等
- 事例から学ぶ
- 教職員の懲戒
- 体罰のない学校を目指して

体罰に係る懲戒処分等の推移(過去10年間)



年度	懲戒処分	調査等	合計
H14	137	313	450
H15	173	320	493
H16	143	277	420
H17	146	300	446
H18	168	254	423
H19	124	254	378
H20	140	236	376
H21	150	243	393
H22	131	226	357
H23	126	276	404

平成14年度から平成23年度の10年間の、体罰に係る懲戒処分等の推移を見ると、350件～500件で推移しています。

■ コラム欄を読み、同じお答えください。

さて、平成24年4月1日～平成25年1月31日の10か月間に全国で発生した体罰による懲戒処分及び訓告等の件数は、どのくらいだと思いますか。

(問1)
あなたの考えに最も近いものを次の1～3から選んでください。

- ▶ 1. およそ 400件
- ▶ 2. およそ 500件
- ▶ 3. およそ 600件

3 問1の答は3です。

コンプライアンス研修 ■ 体罰の防止／体罰の実態 徳島県教育委員会コンプライアンス推進室

研修テーマ

■ 体罰の防止

はじめに
体罰の実態
体罰禁止の法令等
事例から学ぶ
教職員の懲戒
体罰のない学校を目指して

体罰に係る懲戒処分等の推移

年度	懲戒処分	訓告等	合計
H15	173	320	493
H16	143	277	420
H17	146	300	446
H18	169	254	422
H19	124	254	378
H20	140	236	376
H21	150	243	393
H22	131	226	357
H23	126	278	404
H24	84	520	604

平成24年度は、平成25年1月までの10か月分ですが、過去10年間に比べて大幅に増加しています。

■ コラム欄を読み、同じお答えください。

○ 正解

平成24年度の体罰実態調査第1次報告によると、平成25年1月までの体罰による懲戒処分等の件数は、
懲戒処分 84件
訓告等 520件
計 604件 でした。

一方、処分の有無にかかわらず平成24年4月から平成25年1月までの間に全国で発生した体罰の件数は、840件と発表されました。

(問2)

最も体罰の発生件数が多かった学校種別はどこだと思いますか。1～4から選んでください。

- ▶ 1. 小学校
- ▶ 2. 中学校
- ▶ 3. 高等学校
- ▶ 4. 特別支援学校

4 問2の答は2です。

コンプライアンス研修 ■ 体罰の防止／体罰の実態 徳島県教育委員会コンプライアンス推進室

研修テーマ

■ 体罰の防止

はじめに
体罰の実態
体罰禁止の法令等
事例から学ぶ
教職員の懲戒
体罰のない学校を目指して

全国の学校種別体罰発生件数(H24.4～H25.1)

学校種別	発生件数
小学校	189
中学校	416
高等学校	220
特別支援学校	15

■ コラム欄を読み、同じお答えください。

○ 正解

中学校が416件で、最も多くなっています。

小学校 189件(23%)
中学校 416件(49%)
高等学校 220件(26%)
特別支援学校 15(2%)

(問3)

全校種あわせて最も体罰の発生が多いのは、どの場面だと思いますか。1～3から選んでください。

- ▶ 1. 授業中
- ▶ 2. 部活動
- ▶ 3. 休み時間

5 問3の答は1です。

コンプライアンス研修

研修テーマ

■ 体罰の防止

はじめに
体罰の実態
体罰禁止の法令等
事例から学ぶ
教職員の懲戒
体罰のない学校を目指して

■ 体罰の防止 / 体罰の実態

徳島県教育委員会コンプライアンス推進室

全国の場面別体罰発生件数(H24.4~H25.1)

場面	発生件数	割合
授業中	261	31%
放課後	85	10%
休み時間	86	10%
部活動	232	28%
学校行事	4	0.5%
ホームルーム	5	0.6%
その他	12	1.5%

■ コラム欄を読み、同じお答えください。

○ 正解

授業中が31%で、最も多くなっています。

授業中	261件(31%)
部活動	232件(28%)
休み時間	86件(10%)
放課後	85件(10%)

ただし、学校の種別によって違いがあります。

▶ 次のページ

6

コンプライアンス研修

研修テーマ

■ 体罰の防止

はじめに
体罰の実態
体罰禁止の法令等
事例から学ぶ
教職員の懲戒
体罰のない学校を目指して

■ 体罰の防止 / 体罰の実態

徳島県教育委員会コンプライアンス推進室

学校種別一場面別体罰発生件数(H24.4~H25.1)

場面	特別支援学校	高等学校	中学校	小学校
授業中	1	1	111	98
放課後	1	1	54	1
休み時間	1	1	40	26
部活動	1	1	137	94
学校行事	1	1	15	1
ホームルーム	1	1	17	19
その他	1	1	21	47

■ コラム欄をお読みください。

小学校、特別支援学校では授業中に最も多く発生しています。

一方、中学校、高等学校では部活動中が最も多く、授業中が2番目となっています。

▶ 次のページ

コンプライアンス研修 ■ 体罰の防止／体罰の実態 徳島県教育委員会コンプライアンス推進室

研修テーマ

■ 体罰の防止

はじめに
体罰の実態
体罰禁止の法令等
事例から学ぶ
教職員の懲戒
体罰のない学校を目指して

体罰の態様(H24.4～H25.1)

態様	割合
素手で殴る	57%
棒などで殴る	4%
蹴る	10%
接げる・転倒させる	9%
殴る・蹴る等	16%
その他	4%

■ コラム欄をお読みください。

また、体罰の態様については、
「素手で殴る」が最も多く、57%にのぼっています。
「棒などで殴る」という悪質な事例も起きています。

▶ 次のページ

コンプライアンス研修 ■ 体罰の防止／体罰の実態 徳島県教育委員会コンプライアンス推進室

研修テーマ

■ 体罰の防止

はじめに
体罰の実態
体罰禁止の法令等
事例から学ぶ
教職員の懲戒
体罰のない学校を目指して

体罰による被害(H24.4～H25.1)

被害	割合
骨折・捻挫など	99
鼓膜損傷	30
外傷	64
打撲	99
鼻血	24
髪を切られる	37
その他	23
傷害なし	563

■ コラム欄をお読みください。

さらに、体罰の被害については、
全体の33%で、児童生徒に何らかの傷害を与えています。

▶ 次のページ

<p>コンプライアンス研修</p>	<p>■体罰の防止／体罰の実態</p>	<p>徳島県教育委員会コンプライアンス推進室</p>
<p>研修テーマ</p> <p>■体罰の防止</p> <p>はじめに</p> <p>体罰の実態</p> <p>体罰禁止の法令等</p> <p>事例から学ぶ</p> <p>教職員の懲戒</p> <p>体罰のない学校を目指して</p>	<p>体罰による傷害事例</p> <p>帰宅中の生徒が民家にいたずらをしたとして顔を殴り、耳の鼓膜が破れる怪我を負わせた。</p> <p>授業中の生徒の態度に腹を立てて、男子生徒の机をひっくり返して前歯2本を折る怪我を負わせた。</p> <p>部活動の指導中に男子部員の手を蹴り、右手薬指骨折の重傷を負わせた。</p> <p>部活動指導中に男子生徒を蹴る体罰を加えて全治2カ月の骨折を負わせた。</p> <p>教室で生徒の態度に腹を立てた担任教諭が脚をかけて仰向けに倒し、頭蓋骨骨折と硬膜外血腫の重傷を負わせた。</p> <p>集会に遅刻したことに腹を立て、十数回にわたり太腿を蹴って両足靭帯挫傷の怪我を負わせた。</p> <p>■コラム欄を読み、同じお答えください。</p>	<p>本文は、平成23年度に報道された体罰により傷害を負わせた事例です。</p> <p>様々な、傷害が引き起こされていることがわかります。</p> <p>▶ 次のページ</p>

<p>コンプライアンス研修</p>	<p>■体罰の防止／体罰禁止の法令等</p>	<p>徳島県教育委員会コンプライアンス推進室</p>
<p>研修テーマ</p> <p>■体罰の防止</p> <p>はじめに</p> <p>体罰の実態</p> <p>体罰禁止の法令等</p> <p>事例から学ぶ</p> <p>教職員の懲戒</p> <p>体罰のない学校を目指して</p>	<p>学校教育法</p> <p>学校教育法 第11条〔児童、生徒等の懲戒〕 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣が定めるところにより、<u>児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。</u></p> <p>■コラム欄を読み、同じお答えください。</p>	<p>ご承知のように体罰は学校教育法第11条により禁止されています。</p> <p>〔問4〕 次の1～3の行為のうち、体罰に当たらないものはどれでしょうか。</p> <p>▶ 1. 給食の時間、ふざけていた生徒に対し、口頭で注意したが開かなかため、持っていたボールペンを投げつけ、生徒に当てる。</p> <p>▶ 2. 練習試合に遅刻した生徒を試合に出さず、ベンチですわって見学させる。</p> <p>▶ 3. 放課後に、児童を教室に残留させ、児童がトイレに行きたいと訴えたが、一切、室外に出ることを許さない。</p>

コンプライアンス研修	■体罰の防止／体罰禁止の法令等	徳島県教育委員会コンプライアンス推進室
研修テーマ ■体罰の防止 はじめに 体罰の実態 体罰禁止の法令等 事例から学ぶ 教職員の懲戒 体罰のない学校を目指して	<p style="text-align: center;">体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について 文部科学省通知(H25.3.13)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>1 体罰の禁止及び懲戒について ・いかなる場合も体罰を行ってはならない。体罰は、違法行為であるのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教員等及び学校への信頼を失墜させる行為である。</p> <p>2 懲戒と体罰の区別について (1) 教員等が児童生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、個々の事案ごとに判断する必要がある。・ (2) ・その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する長害を内容とするもの(殴る、蹴る等)、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの(正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等)に当たると判断された場合は、体罰に該当する。</p> </div> <p style="text-align: center;">■ コラム欄を読み、同にお答えください。</p>	<p style="text-align: center;">○正解</p> <p>児童生徒に加えた懲戒が、体罰に当たるかどうかについては、平成25年3月13日に出された、文部科学省からの通知に示されており、</p> <p>(1) 体罰に当たるかどうかは、個々の事案ごとに判断が必要 (2) 懲戒の内容が身体的性質のものが体罰に該当</p> <p>と述べられています。</p> <p style="text-align: center;">▶ 次のページ</p>

コンプライアンス研修	■体罰の防止／体罰禁止の法令等	徳島県教育委員会コンプライアンス推進室
研修テーマ ■体罰の防止 はじめに 体罰の実態 体罰禁止の法令等 事例から学ぶ 教職員の懲戒 体罰のない学校を目指して	<p style="text-align: center;">体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>3 正当防衛及び正当行為について (1) 児童生徒の暴力行為等に対しては、毅然とした姿勢で教職員一体となって対応し児童生徒が安心して学べる環境を確保することが必要である。 (2) 児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使は、体罰には該当しない。また、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目の危険を回避したりするためにやむを得ずした有形力の行使についても、同様に体罰には当たらない。・</p> </div> <p style="text-align: center;">■ コラム欄を読み、同にお答えください。</p>	<p>また、正当防衛、正当行為等については、懲戒ではないため体罰には当たらず、刑事上民事上の責めを免れるとしています。</p> <p>さらに、別紙において懲戒・体罰等に関する参考事例が挙げられています。</p> <p>(同5) 次の1～3の行為のうち、体罰に当たらないものはどれでしょうか。</p> <p>▶ 1. 練習に集中しない生徒に水を飲むことを禁じ、炎天下でグラウンド100周を命じた。</p> <p>▶ 2. 指導中に興奮して殴りかかってきた生徒に対して、やむを得ず手首押さえ付けたために打撲傷を与えた。</p> <p>▶ 3. 校則を守らず、前髪を伸ばした生徒の同意を得ずに、髪を切った。</p>

13 問5の答は2です。

<p>コンプライアンス研修</p> <p>研修テーマ</p> <p>■体罰の防止</p> <p>はじめに 体罰の実態 体罰禁止の法令等 事例から学ぶ 教職員の懲戒 体罰のない学校を目指して</p>	<p>■体罰の防止／体罰禁止の法令等</p> <p>徳島県教育委員会コンプライアンス推進室</p> <p>文部科学省の通知全文</p> <p>体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について(通知)の全文は、</p> <p>文部科学省ホームページ http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/07020609.htm</p> <p>に掲載されていますので参照してください。</p> <p>■コラム欄を、お読みください。</p>	<p>○正解</p> <p>生徒の暴力から身を守るための自己防衛であり、体罰には当たりません。</p> <p>しかし、あくまでも緊急かつやむをえない場合だけに許される行為であることに留意してください。</p> <p>▶ 次のページ</p>
--	--	---

14

<p>コンプライアンス研修</p> <p>研修テーマ</p> <p>■体罰の防止</p> <p>はじめに 体罰の実態 体罰禁止の法令等 事例から学ぶ 教職員の懲戒 体罰のない学校を目指して</p>	<p>■体罰の防止／事例から学ぶ</p> <p>徳島県教育委員会コンプライアンス推進室</p> <p>体罰の要因</p> <p>(事例1)</p> <p>運動部で、顧問の男性教諭が体育館で部活動中、練習態度などを問題にして、女子部員の顔面を膝蹴りして、鼻を骨折する重傷を負わせていた。</p> <p>この日の部活では他の部員数人に対しても、髪の毛を引っ張ったり、暴言を吐くなどしている。</p> <p>同校の内部調査に男性教諭は「チームを強くさせたい一心だった」と語ったという。</p> <p>■コラム欄を読み、同じお答えください。</p>	<p>では、体罰の事例を通して、体罰に至る要因を明らかにし、再発防止に取り組みましょう。</p> <p>本文をお読みください。</p> <p>(問6)</p> <p>この男性教諭は、なぜ体罰を起こしたのでしょうか。次の1～3から最も適するものを選んでください。</p> <p>▶ 1. 一時的に感情が高ぶり、カッとなって起こしたもの</p> <p>▶ 2. 常習的に、体罰が行われていたもの</p> <p>▶ 3. 不注意や、「これぐらい」という認識の甘さが起こしたもの</p>
--	--	---

15 問6の答えは2です。

コンプライアンス研修 ■体罰の防止／事例から学ぶ 徳島県教育委員会コンプライアンス推進室

研修テーマ

- 体罰の防止
- はじめに
- 体罰の実態
- 体罰禁止の法令等
- 事例から学ぶ
- 教職員の懲戒
- 体罰のない学校を目指して

体罰の要因

〈事例1〉
運動部で、顧問の男性教諭が体育館で部活動中、練習態度などを問題にして、女子部員の **顔面を膝蹴りして、鼻を骨折する重傷を負わせていた。**

この日の部活では **他の部員数人に対しても、髪の毛を引っ張ったり、暴言を吐くなどしている。**

同校の内部調査に男性教諭は「チームを強くさせたい一心だった」と語ったという。

■ コラム欄を読み、同にお答えください。

○正解

顔面を膝蹴りする行為は、悪質な体罰です。

複数の生徒にしたい体罰・暴言を行っていることから、常習的に体罰が行われていたと思われます。

▶ 次のページ

16

コンプライアンス研修 ■体罰の防止／事例から学ぶ 徳島県教育委員会コンプライアンス推進室

研修テーマ

- 体罰の防止
- はじめに
- 体罰の実態
- 体罰禁止の法令等
- 事例から学ぶ
- 教職員の懲戒
- 体罰のない学校を目指して

部活動のあり方

「…私は体罰に反対です。『絶対に仕返しをされない』という上下関係の構図で起きるのが体罰です。**スポーツマンとして恥ずべき卑怯な行為**だと思います。…」

子供たちの成長を真剣に願うなら、殴ったり蹴ったりするのではなく、なぜ上手くいかないか、どのようにしたら上手くいくのか、一緒に悩み考え、ヒントを与えるのが指導者の役目だと思います。…

勇気を持って今の時代にあった新しい指導方法を学び、実践していきましょう。

元プロ野球選手 桑田 真澄 さんの手記(読売新聞)

■ コラム欄をお読みください。

部活動では、**勝利至上主義**から体罰に及ぶことがしばしば見られました。

部活動はあくまで学校教育の一環であり、心身の健全な発達を促すとともに、活動を通じて達成感や、仲間との連帯感を育むことができます。

成績や結果を獲すことだけに固執せず、**教育活動として逸脱することなく適切に実施**しなければなりません。

▶ 次のページ

コンプライアンス研修	■体罰の防止／事例から学ぶ	徳島県教育委員会コンプライアンス推進室
研修テーマ ■体罰の防止 はじめに 体罰の実態 体罰禁止の法令等 事例から学ぶ 教職員の懲戒 体罰のない学校を目指して	体罰の要因 <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>〈事例2〉 新入生を対象としたオリエンテーションで、20人近くの教員が身なりを検査し、身なりに乱れがあったとして、生徒21人を約3時間にわたり体育館のフロアで正座させた。</p> <p>生徒全員が反省文を書き終わるまでの約3時間、提出する際などを除いて正座を続けさせたもので、「予想以上に反省文の完成に時間がかかった」と語っている。</p> </div>	〔問7〕 20人もの教員が、なぜ、体罰を起こしたのでしょうか。次の1～3から最も適するものを選んでください。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 1. 一時的に感情が高ぶり、カッとなって起こしたもの ▶ 2. 常習的に、体罰が行われていたもの ▶ 3. 不注意や、「これぐらい」という認識の甘さが起こしたもの
■コラム欄を読み、同じお答えください。		

18 問7の答は3です。

コンプライアンス研修	■体罰の防止／事例から学ぶ	徳島県教育委員会コンプライアンス推進室
研修テーマ ■体罰の防止 はじめに 体罰の実態 体罰禁止の法令等 事例から学ぶ 教職員の懲戒 体罰のない学校を目指して	体罰の要因 <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>〈事例2〉 新入生を対象としたオリエンテーションで、<u>20人近くの教員が</u>身なりを検査し、身なりに乱れがあったとして、生徒21人を<u>約3時間にわたり 体育館のフロアに正座させた。</u></p> <p>生徒全員が反省文を書き終わるまでの約3時間、提出する際などを除いて正座を続けさせたもので、「予想以上に反省文の完成に時間がかかった」と語っている。</p> </div>	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; border-radius: 10px;"> ○正解 </div> <p>多くの教員が関わっているにもかかわらず、このような長時間の正座が体罰であると気がつかなかったことは、認識が甘いと言わざるをえません。</p> <p>「児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの(正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等)に当たると判断された場合は、体罰に該当」します。(文科省通知)</p> <p style="text-align: right;">▶ 次のページ</p>
■コラム欄をお読みください。		

徳島県教育委員会コンプライアンス推進室

コンプライアンス研修 ■ 体罰の防止／教職員の懲戒

研修テーマ

■ 体罰の防止

- はじめに
- 体罰の実態
- 体罰禁止の法令等
- 事例から学ぶ
- 教職員の懲戒
- 体罰のない学校を目指して

事例から学ぶ体罰等の処分

次の3つの事例をお読みください

（事例3） A教諭は、授業中や清掃中、まじめに取り組めていない生徒に対して、膝で蹴ったり、腹を叩いたりするなどの体罰を繰り返していた。けがをする生徒もいたが、**けがの程度は軽かったので 処分を受けても「停職」になることはない。**

（事例4） B教諭は、部活動の練習中、生徒が熱心に取り組めていない時に、気合いを入れるため、頻繁に生徒の頬を軽く叩いていた。**けがをすることはなく、生徒、保護者とも納得しているので「減給」などの処分を受けることはない。**

（事例5） C教諭は、部活動の練習中、女生徒に「お前はバカだから」「心の中が腐っている」など頻繁に叱責をしていた。**手を出すことはなかったので、「戒告」などの処分を受けることはない。**

■ コラム欄をお読みください。

体罰等が明らかになった場合、教員等に懲戒等の処分が課せられることがあります。

「教職員の懲戒処分の指針」(徳島県教育委員会)では、具体的な処分量定については、「標準的な処分量定」を基本として、その非違行為の状況、動機、態様、被害の程度、過失の度合い、職責、信用失墜の度合い、さらには、日頃の勤務態度、処分歴、反省の度合い等を勘案し総合的に判断されることになっています。

本文中の3つの事例の考え方は、正しいでしょうか。

ここでは、正解を示す前に「標準的な処分量定」について、確認してきたいと思います。

▶ 次のページ

徳島県教育委員会コンプライアンス推進室

コンプライアンス研修 ■ 体罰の防止／教職員の懲戒

研修テーマ

■ 体罰の防止

- はじめに
- 体罰の実態
- 体罰禁止の法令等
- 事例から学ぶ
- 教職員の懲戒
- 体罰のない学校を目指して

標準的な処分量定

	非違行為等の分類・具体例	懲戒
2 体罰等	(1) 体罰により児童生徒を死亡させ、又は児童生徒に重大な後遺症が懸る傷害を負わせた教職員	
	(2) 体罰により、児童生徒に傷害を負わせた教職員	
	(3) 児童生徒に、上記以外の体罰をした教職員	
	(4) 侮蔑的な言動により児童生徒に著しい精神的苦痛を負わせた場合	

徳島県教育委員会の「教職員の懲戒処分の指針」は、教職員が地方公務員として遵守すべき法令等に違反した場合の責任を明確化し、教職員の不祥事を未然に防止するための抑止力となることを目的として策定されました。

■ コラム欄を読み、同にお答えください。

実際の処分は個々の事案に応じて総合的に判断されますが、ここでは、同指針の別表「標準的な処分量定」の中の体罰に関する部分を確認しましょう。

(問B)

左表の(1)(2)(3)の懲戒は次のどれが当てはまるでしょうか？
また、(4)はどうなるでしょうか？

- ▶ 1. 免職、又は停職
- ▶ 2. 停職、減給、戒告のいずれか
- ▶ 3. 減給、又は戒告

21 問8は処分量定を問う問題で、答は次のようになります。

コンプライアンス研修 ■ 体罰の防止／教職員の懲戒 徳島県教育委員会コンプライアンス推進室

研修テーマ

■ 体罰の防止

はじめに
体罰の実態
体罰禁止の法令等
事例から学ぶ
教職員の懲戒
体罰のない学校を目指して

標準的な処分量定

	非違行為等の分類・具体例	懲戒
2 体罰等	(1) 体罰により児童生徒を死亡させ、又は児童生徒に重大な後遺症が残る傷害を負わせた教職員	免職 又は 停職
	(2) 体罰により、児童生徒に傷害を負わせた教職員	停職・減給・戒告のいずれか
	(3) 児童生徒に、上記以外の体罰をした教職員	減給 又は 戒告
	(4) 侮辱的な言動により児童生徒に著しい精神的苦痛を負わせた場合	体罰の重定に準じて取り扱う

■ コラム欄を、お読みください。

実際には、この処分量定を基本に、個々の事案ごとに客観的に判断されますが、前述の(事例3)～(事例5)の考え方は、すべて誤りです。

(事例3) 傷害を負わせたときは停職になる可能性が**あります**。

(事例4) 傷害を負わせなくても減給などの処分を受ける**可能性**があります。また、体罰に当たるかどうかは、生徒や保護者の了解の有無には関係なく、総合的、客観的に判断されます。

(事例5) 身体的なものだけでなく、暴言や嘲笑など言葉の暴力も人権を侵害する行為であり、戒告などの懲戒を受ける**可能性**があります。

▶ 次のページ

22

コンプライアンス研修 ■ 体罰の防止／体罰のない学校を目指して 徳島県教育委員会コンプライアンス推進室

研修テーマ

■ 体罰の防止

はじめに
体罰の実態
体罰禁止の法令等
事例から学ぶ
教職員の懲戒
体罰のない学校を目指して

どこに問題があるのでしょうか？

(事例6)

新任3年目のO教諭は、本年度、新しいクラスを担当したが、4月以来、授業中落ち着きがなく、まじめに授業を受けたいという生徒の**保護者からの苦情が寄せられていた**。

また、別の保護者からはO教諭の**指導が甘いという声も聞かれた**ため、ある日、授業中騒いでいた生徒数人を廊下に引きずり出し、正座させた上で頭を強く叩き、反省を促した。

指導の成果が上がらず「あせり」を感じ、体罰に及んでしまったようです。どこに問題があるのでしょうか？

■ コラム欄を、お読みください。

(本文からお読みください。)

問題点は、2つあると考えられます。

(1) 力に頼らない「**真の指導力**」が不足している。

(2) 管理職や仲間のサポート、学校全体の「**組織的な生徒指導体制**」が不十分である。

▶ 次のページ

コンプライアンス研修	■体罰の防止／体罰のない学校を目指して	徳島県教育委員会コンプライアンス推進室
研修テーマ ■体罰の防止 はじめに 体罰の実態 体罰禁止の法令等 事例から学ぶ 教職員の懲戒 体罰のない学校を目指して	<h3>愛のムチは必要？</h3> <div data-bbox="454 224 1069 627" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>（事例7） ある保護者から家庭訪問の際に、「口で言っても分からない者には、身体で分らせるしかないですよ。自分も生徒のとき先生に叩かれて、『世の中には、してもいいこと、してはいけないことがある』ことに気がついた覚えがあります。もちろん、その先生には今でも感謝しています。</p> <p>だから、うちの子が悪いことをしたら、どンドン叩いてもらってかまいません。先生や学校を訴えたりしませんから 遠慮せずをお願いします。」と言われた。</p> </div> <p>今でも社会の一部に、「信頼関係があれば、体罰は許される。」という「体罰容認論」や「『愛のムチ』肯定論」が根強く残っています。でも、本当に、「愛のムチ」などというものが必要なのでしょうか。</p> <p>■ コラム欄をお読みください。</p>	<p>（本文からお読みください）</p> <p>体罰を受けた子どもは心に傷を受けるとともに、暴力に従うことだけを学んだり、教師から心が離れ指導が困難になったりします。</p> <p>さらに、周りにいる子どもたちにも恐怖心や精神的なショックを及ぼすこともあります。</p> <p>「愛のムチ」などは必要ないのです。真剣に子ども向き合い、粘り強く分らせる「真の指導力」こそが必要なのです。</p> <p>▶ 次のページ</p>

コンプライアンス研修	■体罰の防止／体罰のない学校を目指して	徳島県教育委員会コンプライアンス推進室
研修テーマ ■体罰の防止 はじめに 体罰の実態 体罰禁止の法令等 事例から学ぶ 教職員の懲戒 体罰のない学校を目指して	<h3>体罰をしてしまった！</h3> <div data-bbox="454 1008 1069 1545" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>（事例8） 授業中、ふざけて授業妨害をする児童を指導する際、態度が悪かったので、頭を叩いたところ児童はおとなしくなったが、帰りの会でもふざぎ込んでいるように見えたので、その日の夜、家庭訪問をして保護者に事情を話し、体罰を行ったことを謝罪した。</p> <p>保護者は「うちの子が悪かったのだから」と理解を示し、児童もすっかり元気になっていたため、これで解決したと思い、管理職には報告しなかった。</p> <p>ところが、その後、同じクラスの別の児童の保護者から教育委員会に「体罰があるのに、隠蔽しているのではないか。」という通報があった。</p> </div> <p>どこに問題があったのでしょうか？</p> <p>■ コラム欄をお読みください。</p>	<p>（本文からお読みください）</p> <p>体罰防止は学校全体の問題です。体罰をしてしまったときや、体罰を見たり聞いたりしたときは、早い段階で管理職に報告しなければなりません。</p> <p>この事例のように一人で抱え込んでしまうと、かえって問題を大きくしてしまいます。</p> <p>▶ 次のページ</p>

研修テーマ

■体罰の防止

はじめに
 体罰の実態
 体罰禁止の法令等
 事例から学ぶ
 教職員の懲戒
 体罰のない学校を目指して



学校から、全ての体罰をなくしましょう

これまで見てきたように、体罰に至る要因には
 (1)一時的な感情、(2)常習性、(3)認識の甘さなどがあり、

その背景には、
 (a)指導力不足、(b)勝利至上主義、(c)体罰容認論などがあることがわかりました。

私たちは、これらを克服し、**一日も早く、すべての学校から体罰をなくさなければなりません。**

体罰防止は**学校全体の問題**であることを認識し、教職員がお互いに支え合う「**組織的生徒指導体制づくり**」や「**風通しのよい職場環境づくり**」を進めることが大事です。

また、校内に児童生徒や保護者からの「**体罰等相談窓口**」を設けることも必要です。

■ **コラム欄をお読みください。**

これで「体罰の防止」研修を終わります。お疲れ様でした。

今後、校内の全体研修、グループ研修にも取り組んでください。

体罰に関する研修資料は「コンプライアンスハンドブック」p20-21、「コンプライアンスハンドブック ケース集」p12-16、「コンプライアンスハンドブック ケース集Ⅱ」p8,p23-24,p33、「コンプライアンスハンドブック ケース集Ⅲ」p23-28、p32、p37に掲載していますので、御利用ください。

研修アンケートに御協力をお願いします。